

小牧市監査公表第 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第 1 4 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 木 村 哲 也

定期監査の結果に関する措置状況（市民病院）

病院総務課

〔指摘事項〕

契約事務において、契約書に貼付された収入印紙の額に誤りがあるものがあった。速やかに必要な措置を講じるとともに、契約の際には印紙税法を確認するなど適正な事務処理に努められたい。

〔措置状況〕

指摘事項については、速やかに追加で必要な印紙の貼付を行いました。今回は印紙税の額の確認を怠っていたことから処理を誤ってしまったため、今後は印紙税法を確認して適正な契約事務を行うよう努めます。

管財課

〔指摘事項〕

日当の支給対象である市への旅行において、日当の支給がされていないものがあった。旅費の支給に関しては、小牧市職員旅費支給条例が改正され令和7年1月1日の施行日より日当は廃止されているが、施行日前の旅行となる当該日当については速やかに必要な措置を講じるとともに、適正な事務処理に努められたい。

〔措置状況〕

指摘事項については、速やかに日当の支払いを行いました。今後は複数人でのチェックにより適正な事務処理に努めてまいります。

医事課

〔指摘事項〕

夜間勤務手当が支払われていないものがあった。夜間勤務手当については、小牧市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条で定められており、適切な労務管理を行うべきである。速やかに必要な措置を講じるとともに、同様の事象が発生しない仕組みづくりに取り組まれたい。

〔措置状況〕

指摘事項については、速やかに夜間勤務手当の支払いを行いました。時間外勤務命令簿の記載方法について改めて部署内で周知徹底するとともに、複数人でのチェックにより支払漏れの無いよう適切な労務管理を行うよう努めます。

健診センター

〔指摘事項〕

同一週外への週休日の振替に伴う割増分が支払われていないものがあった。週休日の振替等については、小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条の規定が準用されており、適切な労務管理を行うべきである。速やかに必要な措置を講じるとともに、同様の事象が発生しない仕組みづくりに取り組まれない。

〔措置状況〕

指摘事項については、速やかに割増分の支払いを行いました。時間外勤務命令簿の記載方法について改めて部署内に周知徹底するとともに、職員ごとの契約勤務時間を十分把握したうえで、時間外勤務命令簿・週休日振替等指定簿の記載内容を確認し、適切な労務管理を行うよう努めます。

医事課、医療の質・安全管理室、患者支援センター

〔指摘事項〕

令和4年度定期監査で注意事項とした各項目に対しては、処理結果と原因及び対策が提出されているものの、十分な措置が講じられないまま同様の不備が発生している事例が散見された。部署内のチェック体制が十分でないと考えられるため、原因の究明とともに病院の事務処理規定に基づき適正な事務処理をされたい。

〔措置状況（医事課）〕

指摘事項については、時間外勤務命令の取消承認が無いものや区分誤りなど時間外勤務命令簿の記載方法についての認識不足が原因であり、改め

て部署内で正確な記載方法について周知するとともに、複数人でのチェックなどにより適正な事務処理に努めます。

〔措置状況（医療の質・安全管理室）〕

指摘事項については、契約事務手続きに関する認識不足が原因であり、契約事務マニュアル等を正確に把握することを部署内で周知徹底するとともに、複数人でのチェックなどにより適正な事務処理に努めます。

〔措置状況（患者支援センター）〕

指摘事項については、旅費の事務処理における認識不足が原因であり、旅費業務マニュアルを正確に把握することを部署内で周知徹底するとともに、複数人でのチェックなどにより適正な事務処理に努めます。